

# 5

## マイイエローページ

イ エ ロ ー ペ ー ジ

資 料 及 び 様 式 集

阪神・淡路大震災と教育復興の歩み

救 急 法

関 係 法 令 及 び 規 則

## 5.1 イエローページ

### (1) 関係連絡先

#### ① 行政・教育委員会関係

兵庫県教育委員会（EARTH 事務局）

0 7 8 - 3 6 2 - 9 4 4 1

FAX 0 7 8 - 3 6 2 - 4 2 8 3

神戸教育事務所

0 7 8 - 3 6 1 - 8 6 4 2

阪神南教育事務所

0 7 9 8 - 3 9 - 6 1 5 3

阪神北教育事務所

0 7 9 7 - 8 5 - 9 0 5 3

東播磨教育事務所

0 7 9 4 - 2 1 - 9 4 1 2

北播磨教育事務所

0 7 9 5 - 4 2 - 9 4 4 4

中播磨教育事務所

0 7 9 2 - 8 1 - 9 5 8 5

西播磨教育事務所

0 7 9 1 - 5 8 - 2 2 6 6

但馬教育事務所

0 7 9 6 - 2 6 - 3 7 7 4

丹波教育事務所

0 7 9 5 - 5 2 - 7 4 9 0

淡路教育事務所

0 7 9 9 - 2 6 - 3 2 0 5

ひょうごっ子悩み相談センター

0 1 2 0 - 7 8 3 - 1 1 1

兵庫県災害対策課

0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 8 8

#### ② 関係機関

兵庫県教職員組合協議会

0 7 8 - 2 4 1 - 2 3 4 5

兵庫県学校厚生会

0 7 8 - 3 3 1 - 9 9 5 5

公立学校共済組合（兵庫県支部）

0 7 8 - 3 6 2 - 3 7 6 2

教職員共済兵庫県支部

0 7 8 - 2 2 1 - 9 7 3 0

兵庫県こころのケアセンター

0 7 8 - 2 0 0 - 3 0 1 0

#### ③ ボランティア団体

兵庫県社会福祉協議会

0 7 8 - 2 4 2 - 4 6 3 3

ひょうごボランタリープラザ

0 7 8 - 2 4 2 - 4 6 3 7

#### ④ 派遣先行政・教育委員会関係その他

### (2) メールアドレス

EARTH メーリングリスト（EARTH 員同士の情報交換）

[earth@hyogo-c.ed.jp](mailto:earth@hyogo-c.ed.jp)

### (3) 防災教育に生かせるホームページ

震災・学校支援チーム（EARTHの要綱、活動）

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/bosai1.html>

兵庫県（県内のハザードマップ）

<http://web.pref.hyogo.jp/>

兵庫県教育委員会（兵庫の防災教育）

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/index.html>

神戸市震災資料室（阪神・淡路大震災関連情報）

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/020/quake/keyword/k/k-59.html>

内閣府防災担当(防災白書、防災に関するデータ)

<http://bousai.go.jp/>

文部科学省（教育情報）

<http://mext.go.jp/>

総務省消防庁防災課（国内の最新災害情報）

<http://www.fdma.go.jp/>

各都道府県の地域防災計画（各府県の防災計画）

<http://www.fdma.go.jp/chiikibousai/>

防災・危機管理 e-カレッジ(防災・危機管理を学ぶ)

<http://www.e-college.fdma.go.jp/>

国土交通省 防災情報提供センター(災害の最新情報)

<http://www.bosaijoho.go.jp/>

気象庁（自然現象を解説）

[http://www.jma.go.jp/jma\\_hp/jma/](http://www.jma.go.jp/jma_hp/jma/)

アジア防災センター(世界の災害情報)

[http://www.adrc.or.jp/top\\_j.php](http://www.adrc.or.jp/top_j.php)

NTT 西日本伝言ダイヤル（災害時171の使い方）

<http://www.ntt-west.co.jp/dengon>

広域災害救急医療情報システム（災害拠点病院等の検索）

<http://www.wds.emis.or.jp/wds/wdtpcntslt.asp>

防災システム研究所（防災の知識、教訓、講師派遣）

<http://www.dri.ne.jp/>

NPO 法人日本救助犬協会（災害救助犬のデモンストレーション）

<http://www.kinet.or.jp/kyujoken/>

NPO 法人キャリア・ワールド（防災教育実践事例発信）

<http://www.bosai-study.net>

社団法人日本地震学会（地震情報・ライブラリー）  
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/ssj>  
日本災害救援ボランティアネットワーク（震災の教訓）  
<http://www.nvnad.or.jp/>  
日本道路交通情報センター（大規模な交通規制の概要）  
<http://www.jartic.or.jp/>  
日本赤十字社（応急手当を学ぶ・講師派遣）  
<http://www.jrc.or.jp>  
神戸新聞社（阪神・淡路大震災関連情報）  
<http://www.kobe-np.co.jp/sinsai/index.html>  
NHK ボランティアネット（ボランティア情報）  
[http://www.nhk.or.jp/nhkvnet/bousai/index\\_html](http://www.nhk.or.jp/nhkvnet/bousai/index_html)  
法令・告示・判例・例規等の検索（防災関連法令等の検索）  
<http://www.lawdata.org>

#### (4) 防災教育に活用できる施設等

人と防災未来センター（体験・展示・語り部）  
078-262-5050  
<http://www.dri.ne.jp/>  
神戸市教育委員会震災学習交流センター（語り部）  
078-360-3451  
兵庫県立広域防災センター（体験・展示）  
0794-87-2928  
加古川市防災センター（体験・展示）  
0794-23-0119  
<http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/kfd/senta/senta.htm>  
宍粟防災センター（体験・展示）  
0790-63-2000  
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~HASSHI/yamasakibosai.html>  
北淡震災記念公園（体験・展示・語り部）  
0799-82-3020  
<http://www.nojima-danso.co.jp/top.html>  
震災モニュメント（記念碑）  
<http://www1.plala.or.jp/monument/home.html>

## 5.2

# 資料及び様式集

ここに示す様式は一例であって、  
各地域の実態に応じて作成する

## 5.2.1.1 施設・設備の点検チェック表

【点検チェック表】

| 点検場所 | 点検箇所       | 異常の有無 | 異常の状態 | 対応について | 点検日 | 確認 |
|------|------------|-------|-------|--------|-----|----|
| 教室   | ガラス、窓      | 有・無   |       |        | /   |    |
|      | ロッカー       | 有・無   |       |        | /   |    |
|      | 電 灯        | 有・無   |       |        | /   |    |
|      | ドア、鍵       | 有・無   |       |        | /   |    |
| 室    | テレビ<br>ビデオ | 有・無   |       |        | /   |    |
| 音楽室  | ガラス、窓      | 有・無   |       |        | /   |    |
|      | ロッカー       | 有・無   |       |        | /   |    |
|      | 電 灯        | 有・無   |       |        | /   |    |
|      | ドア、鍵       | 有・無   |       |        | /   |    |

【日常点検におけるチェックポイント】

| 備品・設備                | 該当箇所                      | 点検ポイント  |
|----------------------|---------------------------|---|
| ガラス、蛍光灯              | 教室、廊下<br>階段、トイレ<br>昇降口    | <ul style="list-style-type: none"> <li>割れていないか</li> <li>飛散防止フィルムなどはがれていないか</li> </ul>   |
| ロッカー<br>本棚など         | 教室、特別教室<br>図書室、昇降口        | <ul style="list-style-type: none"> <li>固定金具はゆるんでいないか</li> <li>転倒・移動の危険はないか</li> <li>上部に落下しやすい物を置いていないか</li> </ul>   |
| ガラス器具<br>食器類         | 理科室<br>家庭科室<br>調理室<br>実習室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、落下、破損の危険はないか</li> <li>容器などを重ねて置いていないか</li> <li>棚など収納場所の扉は簡単に開かないか</li> </ul>                                      |
| 薬品類<br>医薬品類          | 理科準備室<br>保健室              | <ul style="list-style-type: none"> <li>棚など収納場所の扉は簡単に開かないか</li> <li>薬品どうしの混合により発火する危険性がある場合は、保管場所や方法を考えてあるか</li> <li>劇薬などの危険性の高い薬品類は、砂箱などに収納してあるか</li> </ul> |
| テレビ、ビデオ<br>コンピュータ    | 教室、視聴覚室<br>コンピュータ室        | <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、落下、破損の危険はないか</li> <li>移動しないように固定してあるか</li> <li>固定金具や固定器具はゆるんでいないか</li> </ul>                                      |
| フェンス、サッカーゴール、鉄棒、遊具など | 運動場、中庭                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、移動することはないか</li> <li>破損箇所はないか</li> </ul>   |

## 5.2.1.2 引き渡しカード・避難先一覧表

### 【児童生徒引き渡しカード】

|               |       |          |   |        |              |              |
|---------------|-------|----------|---|--------|--------------|--------------|
| 児童生徒氏名        |       | 性別       |   | 学年・学級  | 年 組 ( ) 番    | 学校であらかじめ記入する |
| 住 所           |       |          |   |        |              |              |
| 保護者名          |       | 児童生徒との関係 |   | 電話     |              |              |
| 兄弟姉妹          | 年 組 番 |          |   | 氏名     |              |              |
|               | 年 組 番 |          |   | 氏名     |              |              |
| 緊急時の<br>連絡先   | (住所)  |          |   |        | 携帯電話 ( )     |              |
|               | (住所)  |          |   |        | 電話 ( )       |              |
| 引き取り者氏名       |       |          |   | 本人との関係 |              |              |
| 避難場所<br>(連絡先) | (第1)  |          |   |        |              |              |
|               | (第2)  |          |   |        |              |              |
| 引き渡し日時        | 月     | 日        | 時 | 分      | 引き渡し<br>教職員名 |              |

※引き渡しカードは、あらかじめ記入して学校で保管

### 【避難先一覧表】

| 番号 | 氏 名 | 年 組 | 避難先 | 連絡方法<br>(電話等) | 備 考<br>(ケガの程度・<br>避難先移動など) |
|----|-----|-----|-----|---------------|----------------------------|
| 1  |     |     |     |               |                            |
| 2  |     |     |     |               |                            |
| 3  |     |     |     |               |                            |
| 4  |     |     |     |               |                            |
| 5  |     |     |     |               |                            |
| 6  |     |     |     |               |                            |
| 7  |     |     |     |               |                            |
| 8  |     |     |     |               |                            |
| 9  |     |     |     |               |                            |

## 5.2.1.3 建物被害状況チェックシート

\* 応急危険度判定調査の前に、施設の安全性を概略チェックする。（神戸市の事例）

○ 安全点検の方法

- ア 日常の安全点検表を基準にして行うが、状況によっては新たな点検項目を作り、安全点検表に点検結果を記入する。
- イ 結果の判定は、A、B、Cで行う。（Aは良好、Bは措置可能、Cは措置不可能）
- ウ 点検実施にあたっては形式に流されることなく被害状況を考慮し、子どもの目の高さで見たり、薬品が漏れていないかなどを具体的に見る。

### 【建物被害状況チェックシート】（避難所指定の学校施設）

| 該当施設                       | 区 分   | 評価      | 確認事項  |
|----------------------------|---|---------|---|
|                            |   | (A・B・C) |   |
| 校舎内                        | 天井  |         | 亀裂がないか。   |
|                            | 床   |         | 壁が落ちていないか。  |
|                            | 腰板  |         | ゆがみがないか。  |
|                            | 窓枠  |         |   |
|                            | 出入り口のドア   |         |   |
| 教室                         | 窓ガラス  |         | 破損はないか。   |
| 廊下                         | 窓ガラス  |         | 飛散したりしていないか。  |
| 教室                         | ロッカー、机、椅子、<br>教卓、黒板、テレビ、<br>戸棚、スピーカー、傘<br>立て、靴箱 |         | 転倒したり、移動したりして<br>いないか。  |
| 昇降口                        |   |         |   |
| 階 段                        | 防火シャッター   |         | 通れるか。   |
|                            | 非常階段  |         | 閉まっていないか。   |
| 理科実験室<br>保健室<br>給食室<br>調理室 | 電気器具  |         | 電線が切断していないか。蛍<br>光灯が破損していないか。                                   |
|                            | 水道  |         | 水道管が破損していないか。<br>水漏れがないか。                                       |
|                            | ガス  |         | 元栓に損傷はないか。  |
|                            | 薬品類、ガラス器具                                       |         | 収納棚が転倒していないか。<br>薬品が流出していないか。<br>容器が破損していないか。                   |
| 手洗い場、便所                    | 水道  |         | 水道管が破損していないか。<br>水漏れがないか。                                       |
| 調理室<br>給食室<br>技術室          | 食器類   |         | 転倒、落下し、流出してい<br>ないか。  |
|                            | 油類  |         |   |
| 実習室<br>音楽室<br>視聴覚室         | 工作機械・用具、ピア<br>ノ、コンピュータ、放<br>送器具、視聴覚教材           |         | 転倒したり、移動したりして<br>いないか。  |
| 校 庭                        | 体育固定施設  |         | 転倒したり、移動したりして<br>いないか。亀裂がないか。ぐ<br>らつきがないか。ゆがみがない<br>か。曲がっていないか。 |
|                            | 遊具施設  |         |   |
| プール                        | シャワー、浄化消毒装<br>置、排水口                             |         | 亀裂がないか。水漏れがないか。<br>水道管が破損していないか。                                |

## 5.2.1.4 避難所としての開放区域

### 【避難所の開放範囲】（学校の例）

| 分 類       | 部 屋 名   |
|-----------|---|
| 第1次避難スペース | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 体育館<br/>入り口付近に受付・運営事務スペース<br/>小部屋がある場合は、女子更衣室や災害弱者用の避難スペースとする。</li><li>・ 多目的教室</li></ul>                          |
| 第2次避難スペース | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ○○校舎校舎1階普通教室</li></ul>  |
| 避難所運営関係諸室 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1階トイレ</li><li>・ 保健室→救護スペース</li><li>・ 給食室→食事準備などのスペース</li></ul>  |
| * 開放しない部屋 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 校長室</li><li>・ 職員室、事務室</li><li>・ 理科準備室、家庭科室など危険物のある特別教室</li></ul>  |
| * 予備スペース  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 応急遺体安置場所（原則として避難所には遺体を安置しないが、災害の状況によりやむをえない場合は、避難スペースと隔離した位置に確保する。）</li><li>・ 屋外に、物資輸送車両などの乗り入れ場所を確保する。</li></ul> |
| 開放区域図     |   |

※以上の内容は、あらかじめ協議して定めて作成し、できれば拡大コピーしたものを保管しておく。

## 5.2.1.5 学校施設・設備表示

| 日本語表示         | 幼児用表示           | 英語表示                             | ハングル表示                                  |
|---------------|-----------------|----------------------------------|---|
| 危険立入禁止        | きけん。はいってはいけません  | DANGER!<br>DON'T ENTER!          | 위험 출입 금지                                |
| 教室へは入らないでください | きょうしつへは、はいれません  | DON'T ENTER<br>TO THE CLASSROOM  | ・교실에는 들어가지 말아 주세요<br>・교실에는 들어가지 말아 주십시오 |
| 本校教職員以外立入禁止   | せんせいいがい、はいれません  | OFFICIALS ONLY<br>DON'T ENTER    | 본교 교직원 이외 출입 금지                         |
| 負傷者等避難所       | けがにんの ひなんばしょ    | INJURED PERSON'S<br>ROOM         | 부상자 피난 장소                               |
| 避難所運営本部       | ひなんじょ うんえいほんぶ   | SHELTER MAIN<br>OFFICE           | 피난소 운영 본부                               |
| 第一次避難所        | だいいちじ ひなんじょ     | FIRST SHELTER                    | 제1차 피난소                                 |
| 第二次避難所        | だいにじ ひなんじょ      | SECOND SHELTER                   | 제2차 피난소                                 |
| 救護室           | きゅうごしつ          | ・NURSE'S STATION<br>・RELIEF ROOM | 구호실                                     |
| 学校災害対策本部      | がっこうさいがいたいさくほんぶ | SCHOOL DISASTER<br>MAIN OFFICE   | 학교 재해 대책 본부                             |
| 会議室           | かいぎしつ           | MEETING ROOM                     | 회의실                                     |
| ふれあいルーム       | ふれあい るーむ        | GATHERING ROOM                   | ・만남 룸<br>・만남의 장소                        |
| 遺体仮安置所        | いたい かり あんちしょ    | TEMPORARY<br>MORTUARY            | ・사체가안치소<br>・사제임시안치소                     |
| 男性            | だんせい            | MAN                              | 남성                                      |
| 女性            | じょせい            | WOMAN                            | 여성                                      |
| トイレ           | といれ             | LAVATORY                         | 화장실                                     |
| 配給場所          | はいきゅうばしょ        | DELIVERY PLACE                   | 배급 장소                                   |
| 水・食料          | みず・しょくりょう       | WATER/FOOD                       | 물・식료                                    |
| 生活用品          | せいかつようひん        | LIFE ARTICLE                     | 생활 용품                                   |
| 毛布            | もうふ             | BLANKET                          | ・모포<br>・담요                              |
| 受付            | うけつけ            | RECEPTION<br>DESK                | 접수                                      |
| 入口            | いりぐち            | ENTRANCE                         | 입구                                      |
| 出口            | でぐち             | EXIT                             | 출구                                      |
| ボランティア        | ぼらんていあ          | VOLUNTEER                        | 자원봉사                                    |

| 日本語表示            | 中国語表示                          | スペイン語表示  |
|------------------|--------------------------------|--|
| 危険立入禁止           | ・危険!禁止进入<br>・危険!禁止进入           | ¡Peligro! ¡No entre!   |
| 教室へは入らない<br>ください | 请勿进入教室                         | No entre al salón de clase                                   |
| 本校教職員以外<br>立入禁止  | 除本校教职员以外禁<br>止进入               | ¡Prohibido entrar!   |
| 負傷者等避難所          | 受伤者避難所                         | Refugio de los heridos                                       |
| 避難所運営本部          | ・避難所管理本部<br>・避難所管理总部           | Administración central de refugio                            |
| 第一次避難所           | 第一优先避難所                        | Primer refugio   |
| 第二次避難所           | 第二优先避難所                        | Segundo refugio  |
| 救護室              | 救护室                            | Punto de socorro   |
| 学校災害対策<br>本部     | ・災害対策学校本部<br>・学校災害対策总部         | Centro coordinador de medidas contra<br>desastres en escuela |
| 会議室              | 会议室                            | Sala de conferencias   |
| ふれあいルーム          | 交流室                            | Sala de comunicación   |
| 遺体仮安置所           | 临时遗体安放所                        | Cámara mortuoria   |
| 男性               | 男性                             | Hombre   |
| 女性               | 女性                             | Mujer  |
| トイレ              | ・厕所<br>・洗手间                    | Baño   |
| 配給場所             | 配给处                            | Ventanilla de suministro                                     |
| 水・食料             | 水、食品                           | Agua/Comida  |
| 生活用品             | 生活用品                           | Artículo de vida   |
| 毛布               | 毯子                             | Manta  |
| 受付               | ・申請处・问讯处・接<br>待处<br>(受付の種類による) | Recepción  |
| 入口               | 入口                             | Entrada  |
| 出口               | 出口                             | Salida   |
| ボランティア           | 自愿参加者                          | Voluntario   |

| 日本語表示            | ポルトガル語表示  | ベトナム語表示                                    |
|------------------|---|--|
| 危険立入禁止           | Perigo! Não entre!  | NGUY HIỂM CẤM VÀO                          |
| 教室へは入らない<br>ください | Não entre para a sala de aula   | CẤM VÀO PHÒNG LỚP                          |
| 本校教職員以外<br>立入禁止  | •Proibir entrar<br>•Entrada proibida aos estranhos menos professores                            | CẤM VÀO TRỪ GIÁO VIÊN<br>N CỬA TRƯỜNG      |
| 負傷者等避難所          | •Refúgio para feridos<br>•Local de refúgio(abrigo) para feridos                                 | NƠI TRỐN TRÁNH DÀNH<br>CHO NGƯỜI BỊ THƯƠNG |
| 避難所運営本部          | •Administração central de refúgio<br>•Central administrativo de refúgio                         | SỞ CHỈ HUY TIẾN HÀNH<br>NƠI TRỐN TRÁNH     |
| 第一次避難所           | Primero refúgio   | NƠI TRỐN TRÁNH SỐ 1                        |
| 第二次避難所           | Segundo refúgio   | NƠI TRỐN TRÁNH SỐ 2                        |
| 救護室              | •Ponto de socorro<br>•Pronto-Socorro  | PHÒNG Y TẾ                                 |
| 学校災害対策<br>本部     | •Centro controlar de contra desastres em<br>escola<br>•Central administrativo de medidas contra | SỞ CHỈ HUY ĐỐI PHÓ TAI<br>HỌA NHÀ TRƯỜNG   |
| 会議室              | •Sala de conferência<br>•Sala de reunião  | PHÒNG HỌP                                  |
| ふれあいルーム          | •Sala de comunicação<br>•Sala de confraternização   | PHÒNG GIAO LƯU                             |
| 遺体仮安置所           | •Casa mortuária •Morgue   | NƠI GIỮ XÁC TẠM THỜI                       |
| 男性               | •Homem<br>•Masculino  | ĐÀN ÔNG                                    |
| 女性               | •Mulher<br>•Feminina  | PHỤ NỮ                                     |
| トイレ              | Banheiro  | VỆ SINH                                    |
| 配給場所             | •Guichê de racionamento<br>•Local de distribuição   | NƠI CUNG CẤP                               |
| 水・食料             | •água/comida<br>•água/alimentos   | NƯỚC • THỰC PHẨM                           |
| 生活用品             | •Artigo de vida<br>•Provisão de vida  | ĐỒ DÙNG SINH HOẠT                          |
| 毛布               | Cobertor  | CHĂN                                       |
| 受付               | Recepção  | QUẦY TIẾP                                  |
| 入口               | Entrada   | CỬA VÀO                                    |
| 出口               | Saída   | CỬA RA                                     |
| ボランティア           | Voluntário  | TÌNH NGUYỆN                                |

| 日本語表示            | タガログ語表示  |
|------------------|--|
| 危険立入禁止           | DELIKADO! BAWAL ANG PUMASOK!   |
| 教室へは入らない<br>ください | BAWAL ANG PUMASOK SA SILID<br>ARALAN!  |
| 本校教職員以外<br>立入禁止  | OPISYALES LANG PO ANG PWEDENG PUMASOK  |
| 負傷者等避難所          | •KAWARTO NG MAY KAPANSANAN<br>•LUGAR PARA SA MGA SUGATAN                                   |
| 避難所運営本部          | •OPISINA NG SILONGAN<br>•PANGULUHAN OPISINA PARA SA SILUNGAN                               |
| 第一次避難所           | UNANG SILUNGAN   |
| 第二次避難所           | PANGALAWANG SILUNGAN   |
| 救護室              | •ESTASYON NG MGA NARS<br>•PANAKLULONG KUWARTO PARA SA MGA NAPINSA                          |
| 学校災害対策<br>本部     | •PINAKA OPISINA NG ESKWELAHANG PANGKALAMIDAD<br>•PANGULUHAN OPISINA PAARALANG PANGKALAMIDA |
| 会議室              | KUWARTO NG PULUNGAN  |
| ふれあいルーム          | KUWARTO NG PAGTITIPON  |
| 遺体仮安置所           | •PANSAMANTALANG PANG EMBALSAMO<br>•EMBALSA MOHAN   |
| 男性               | LALAKI   |
| 女性               | BABAE  |
| トイレ              | PALIKURAN  |
| 配給場所             | •LUGAR PAHATIRAN<br>•KUWARTO NG DISTRIBUSYON   |
| 水・食料             | TUBIG/PAGKAIN  |
| 生活用品             | •ARTIKULO NG BUHAY<br>•MGA DAMITATIBAITIBAN BAGAY PARA SA KABURAYAN                        |
| 毛布               | KUMOT  |
| 受付               | •TAGA-GABAY<br>•TANGAGAPAN   |
| 入口               | PASUKAN  |
| 出口               | LABASAN  |
| ボランティア           | BOLUNTARYO   |



## 5.2.1.7 災害状況報告書

〈学校園様式〉

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
(〇時〇分現在)

教育長 様

〇〇立〇〇学校(園)長 〇〇 〇〇

### 災害状況報告書

平成 年 月 日の

により被害が発生しましたので、報告します。

#### 1 園児児童生徒の被害状況

| 校種  | 被害者数 |    |    |    |      |
|-----|------|----|----|----|------|
|     | 死亡   | 重傷 | 軽傷 | 合計 | 行方不明 |
| 幼   | 人    | 人  | 人  | 人  | 人    |
| 小   |      |    |    |    |      |
| 中   |      |    |    |    |      |
| 高   |      |    |    |    |      |
| 盲養聾 |      |    |    |    |      |
| 計   |      |    |    |    |      |

#### 2 教職員の被害状況

| 被害者数(職種明記) |    |    |    |      |
|------------|----|----|----|------|
| 死亡         | 重傷 | 軽傷 | 合計 | 行方不明 |
| 人          | 人  | 人  | 人  | 人    |
|            |    |    |    |      |
|            |    |    |    |      |
|            |    |    |    |      |
|            |    |    |    |      |
|            |    |    |    |      |
|            |    |    |    |      |

#### 3 避難者受け入れ状況

| 避難者数 |     |    |
|------|-----|----|
| 教室   | その他 | 合計 |
| 人    | 人   | 人  |
|      |     |    |
|      |     |    |
|      |     |    |
|      |     |    |
|      |     |    |
|      |     |    |

#### 4 学校施設の被害状況

#### 5 給食施設の稼働可能状況

#### 6 その他特記事項

※児童・生徒及び教職員の被害状況のうち、死亡の場合、氏名を報告願います。

連絡方法：各学校園 → 市町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会総務課

## 5.2.1.8 転出者・転入者一覧表

【転出者一覧表】

| 年組 | 氏名 | 県内外 | 転出先学校名 | 電話 | 転出先住所 | 電話 | 在学証明 | 教科書証明 | 要録等 | 健康診断 | 転出月日 | 備考 |
|----|----|-----|--------|----|-------|----|------|-------|-----|------|------|----|
|    |    |     |        |    |       |    |      |       |     |      |      |    |
|    |    |     |        |    |       |    |      |       |     |      |      |    |
|    |    |     |        |    |       |    |      |       |     |      |      |    |
|    |    |     |        |    |       |    |      |       |     |      |      |    |
|    |    |     |        |    |       |    |      |       |     |      |      |    |
|    |    |     |        |    |       |    |      |       |     |      |      |    |
|    |    |     |        |    |       |    |      |       |     |      |      |    |
|    |    |     |        |    |       |    |      |       |     |      |      |    |

※ 在学証明書、教科書給与証明書等の作成及び発行

※ 転出先校への連絡

【転入者一覧表】

| 年組 | 氏名 | 県内外 | 前学校名 | 電話 | 転入前住所 | 電話 | 在学証明 | 教科書証明 | 要録等 | 健康診断 | 転入月日 | 備考<br>(現住所等) |
|----|----|-----|------|----|-------|----|------|-------|-----|------|------|--------------|
|    |    |     |      |    |       |    |      |       |     |      |      |              |
|    |    |     |      |    |       |    |      |       |     |      |      |              |
|    |    |     |      |    |       |    |      |       |     |      |      |              |
|    |    |     |      |    |       |    |      |       |     |      |      |              |
|    |    |     |      |    |       |    |      |       |     |      |      |              |
|    |    |     |      |    |       |    |      |       |     |      |      |              |
|    |    |     |      |    |       |    |      |       |     |      |      |              |
|    |    |     |      |    |       |    |      |       |     |      |      |              |

※ 在学証明書、教科書給与証明書等の確認（無くても受け入れる）

※ 教科書、学用品等に係る調査票を配布

※ 前学校への連絡

## 5.2.1.9 学校再開のお知らせ

〇〇月〇〇日

保護者・児童生徒 様

〇〇市立〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

### 学校再開のお知らせ

〇〇月〇〇日( )に、下記のとおり学校を再開します。

#### 記

- 1 登校時刻 午前〇時
- 2 集合場所 運動場
- 3 登下校の方法 集団登校・集団下校
  - ・登校時；教職員及び保護者引率
  - ・下校時；教職員引率
- 4 持ち物 筆記用具（用意できれば）
- 5 その他
  - (1) 安全のため、登下校時、壊れた物や垂れ下がった電線などには、絶対にさわってはいけません。
  - (2) 登校しても、校舎に入ってはいけません。先生の指示に従いましょう。（校舎の中には、まだ危険な所があります。）

## 5.2.2.1 災害による心的ストレスの概念

### (1) 災害が引き起こすストレス

- ① 災害時の恐怖・衝撃（災害の時の死にそうな体験）
- ② 災害による喪失体験（大切な人を亡くす、大切なものを失う）
- ③ 継続するストレス（避難所生活など二次的な生活ストレス）  
ストレスが強い場合下記の障害を発症させることがある。

### (2) 災害後に引き起こりやすい心身の障害

- ① 心的外傷後ストレス障害（PTSD）
  - ・災害・事故・犯罪・テロなどを体験する。又は、目の当たりにする。家族が被害に遭う。
  - ・その時戦慄恐怖を体験する（強い精神的衝撃）。こうした体験による精神的な後遺症で、このような心的外傷（心の傷）をトラウマという。

#### 【心的外傷後ストレス障害（PTSD）の主な症状】

##### ア 再体験

原因となった出来事が、フラッシュバックによって思い出されたり、夢に繰り返し登場したりする。また、出来事を思い出した時に動悸がしたり、冷や汗をかいたりするといった身体症状も現れる。

##### イ 回避

原因となった出来事について、考える事や感情がわき起こることを避けようとする状態。

できごとについて話そうとしない。また、出来事の一部を思い出せなくなることもある。

##### ウ 覚醒昂進症状（かくせいこうしんしょうじょう）

睡眠障害、イライラしがち、怒りっぽい、集中困難、過度に警戒心を抱く、刺激に対する過剰反応。

このような症状が1ヶ月以上続き、日常生活に障害が生じている時、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断される。

### ② 急性ストレス障害（ASD）

出来事の体験直後に、強いストレス反応が起こること。

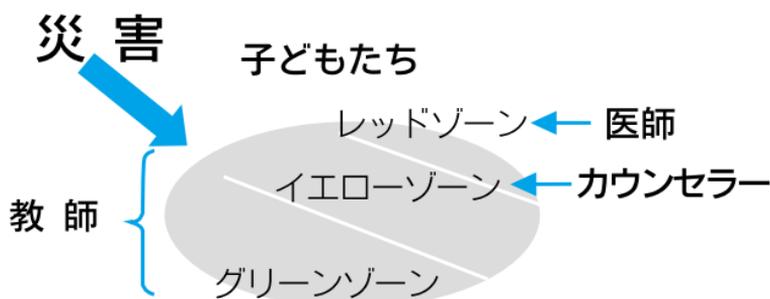
## 【急性ストレス障害（ASD）の主な症状】

心的外傷後ストレス障害（PTSD）の三大症状に加えて、解離性症状（感覚や感情の麻痺、現実感がなくなるなど）が表れる。PTSDに移行するか、1ヶ月以内に回復する。

- ③ うつ反応；喪失体験や恐怖体験により、無気力や孤立無援感（ひとりぼっちという感情）や自責感（自分を責める）といった感情が起こり、それがうつ症状を生み出すことがある。
- ④ 心身症；災害ストレスは、身体の弱い器官を直撃する。持病が悪化したり、胃潰瘍・高血圧などの身体疾患を引き起こすことがある。
- ⑤ 問題行動；イライラしやすく乱暴になったりすることがある。

※障害に発展している場合は、すみやかに医療機関につなぎ適切な対処を行う。いずれの障害も、適切な治療とケアで回復する。

## 災害後の教師・カウンセラー・医師の役割（高橋、2005）



- 教師の二つの役割は子どもの教育と子どものセルフケアの援助を行うこと。
- 教師はスクールカウンセラーとともに子どもたちがグリーンゾーンからイエローゾーンへ移ることを予防できる。
- 教師は医療行為に従事しないが、医師と協力して子どもの心のケアにあたる。

## 5.2.2.2 こどもの心とからだのアンケート (保護者用)

名前 なまえ 男・女 おとこ おんな 学校 がっこう 年 月 日 ねんせい  
年生

大きなストレスを経験すると人はさまざまな心と身体の変化を起こします。それは自然な反応ですが、長くつづくと、生活に大きな影響を及ぼします。このような災害があると、その災害時の恐怖反応、災害で大切な人や物を亡くす喪失反応、その後の生活の変化によるストレス反応が生じます。子どもの心と身体の変化を把握して、今後の心のケアに役立てたいと思います。

### I、災害の被害は、

0. なかった 1. 少しあった 2. かなりあった 3. 非常にあった

### II、災害のとき、お子さんは、

0. こわがらなかった 1. 少しこわがった 2. かなりこわがった  
 3. 非常にこわがった

### III、お子さんの心や行動やからだについて、次のような変化がありますか？

- A かなり 少し
- 1 落ち着きがなくなる……………はい・はい・いいえ
  - 2 いらいらしやすくちょっとしたことで怒る……………はい・はい・いいえ
  - 3 学校に行くのをいやがる……………はい・はい・いいえ
  - 4 遊び仲間や友だちをさける……………はい・はい・いいえ
  - 5 風呂、トイレにひとりて入れない……………はい・はい・いいえ
  - 6 風呂、トイレ、部屋などの戸を開けたまま  
 でないと怖がる……………はい・はい・いいえ
  - 7 ひとつのことをずっと続けていられない……………はい・はい・いいえ
  - 8 物を壊したり、投げたりする……………はい・はい・いいえ
  - 9 趣味やレクリエーションに興味を失う……………はい・はい・いいえ
  - 10 感情がうつの(激しい落ち込み)となり、  
 悲しくなったり涙もろくなったりする……………はい・はい・いいえ
  - 11 自分の部屋などに閉じこもったままになる……………はい・はい・いいえ
  - 12 親や先生などに反発したり抵抗したりする……………はい・はい・いいえ
  - 13 嘘をついたり、盗みや薬物乱用等の行動をする……………はい・はい・いいえ
  - 14 震災について繰り返し話したり、  
 関連した遊びをする……………はい・はい・いいえ

## B

- 15 頭痛ずつうや腹痛ふくつうを訴うえる……………はい・はい・いいえ
- 16 食欲不振しょくよくふしんや吐はき気けを訴うえる……………はい・はい・いいえ
- 17 寝つきねが悪わるかったり、何なん度も目めが覚めめたり、  
反はん対たいに眠ねむくて寝ねてばかりという状じょう態たいがよよくある……………はい・はい・いいえ
- 18 チックく（顔かえや肩うご・首くびなどが急きゅう激げきにピクピクと  
繰くり返かえす動うごき）がで出でたり、聴き力りょくが低てい下かしたりする……………はい・はい・いいえ
- 19 便秘べんぴや下痢げりを起おこす……………はい・はい・いいえ
- 20 皮膚ひふや目めをかゆゆがったり、こすすったりする……………はい・はい・いいえ

## C

- 21 注ちゅう意い力りょくが無なくなり、勉べん強きょう・遊あそびに身みが入はいらない……………はい・はい・いいえ
- 22 親おやの気きを引ひこうとす……………はい・はい・いいえ
- 23 手て伝つたいなどそれまでできていたことが  
でききなくななった……………はい・はい・いいえ
- 24 ちよなっとしたこことでめめそめめしたり、  
泣ないたりする……………はい・はい・いいえ
- 25 すでに止やめていた「くせ」を又またやりだした……………はい・はい・いいえ
- 26 こわい夢ゆめを見みたり、寝ねているときに  
突とつ然ぜん飛とび起おきて泣ないたりする……………はい・はい・いいえ
- 27 親おやに抱だきついたり、ひざにの乗のったりなど、  
身しん体たい接せつ触しょくを要よう求きゅうする……………はい・はい・いいえ

きになることなど、なんでもお書かき下ください。

……兵庫県教育委員会・震災後の心のケアを要する児童生徒の基礎資料

※このアンケートは、災害1ヶ月後、(半年後)、1年後、2年後…と実施します。

## 5.2.2.3 ころとからだのアンケート (児童生徒用)

年 月 日

なまえ

男 ・ 女

これから質問することは、大きなストレスを経験したあとで、だれにでもおこるところやからだのことで、このアンケートは、スクールカウンセラーや保健室の先生、担任の先生などがみて、あなたのころとからだの健康のために使います。あてはまるところに○をしてください。

I ( ) の被害は、

- 1 なかった      2 少しあった      3 かなりあった      4 非常にあった

II 被害にあったとき、

- 1 こわくなかった      2 少しこわかった      3 かなりこわかった  
4 非常にこわかった

III ( ) の被害で、この1週間のあいだに、どれくらいころとからだに変わったことがありましたか？ あてはまるところに○をしてください。

ひじょうに    かなり    すこし

- 1 心配でおちつかない……………はい・はい・はい・いいえ
- 2 むしゃくしゃしたり、いらいらしたり  
かっとしたりするようになった……………はい・はい・はい・いいえ
- 3 眠れなかったり、とちゅうで目が  
さめたりする……………はい・はい・はい・いいえ
- 4 ちょっとした音にもびくっとする……………はい・はい・はい・いいえ
- 5 なにかしようとしても 集中できない……………はい・はい・はい・いいえ
- 6 気もちが、たかぶったり、はしゃいだり  
している……………はい・はい・はい・いいえ
- 7 そのことの夢や こわい夢をみる……………はい・はい・はい・いいえ
- 8 ふいにその時のことを思い出す……………はい・はい・はい・いいえ
- 9 またあんなことがおこりそうで心配だ……………はい・はい・はい・いいえ
- 10 その時のことが頭からはなれない……………はい・はい・はい・いいえ
- 11 考えるつもりはないのに、その時の  
ことを考えてしまう……………はい・はい・はい・いいえ
- 12 その時のことを思い出すと、  
ときどきしたり、苦しくなったりする……………はい・はい・はい・いいえ

- 13 ときどきぼーっとしてしまう  
 (なにも感じられなくなる) ……はい・はい・はい・いいえ
- 14 その時のことについて、よく思い出せない ……はい・はい・はい・いいえ
- 15 そのことについては、話さないように  
 している ……はい・はい・はい・いいえ
- 16 そのことを思い出させるものや人、  
 場所をさける ……はい・はい・はい・いいえ
- 17 楽しいことが楽しく思えなくなった ……はい・はい・はい・いいえ
- 18 だれとも話したくない ……はい・はい・はい・いいえ
- 19 どんなにがんばっても意味がないと思う ……はい・はい・はい・いいえ
- 20 ひとりぼっちになったと思う ……はい・はい・はい・いいえ
- 21 自分のせいで悪いことがおこったと思う ……はい・はい・はい・いいえ
- 22 だれも人は信用できないと思う ……はい・はい・はい・いいえ
- 23 自分の気持ちを話せる人がいない ……はい・はい・はい・いいえ
- 24 こわくて、ひとりていられない ……はい・はい・はい・いいえ
- 25 頭やおなかなどが痛かったり、  
 からだのぐあいが悪い ……はい・はい・はい・いいえ
- 26 学校に来るのがきつい  
 (学校がたのしくない) ……はい・はい・はい・いいえ
- 27 ひととのつながりが大切だと思う ……はい・はい・はい・いいえ
- 28 たいへんなこと、つらいことがあっても  
 のりこえられると思う ……はい・はい・はい・いいえ

いま か え  
 今のきもちを書いてください。絵でもいいですよ。

## 5.2.2.4 リラクゼーションの実際－ 1

### (1) 腹式呼吸

- ・最初にお腹をへこませて、口でゆっくり息をはきます。
- ・おへその下10センチぐらいの所（丹田）に軽く手のひらを当ててください。
- ・まず口を大きく開けて「ハー」と息をはき、続いて口をすぼめ「フー」と肺の中の空気を出し切ります。
- ・お腹をへこませながら、できるだけゆっくりと時間をかけながら息をはきます。
- ・次に、お腹を出しながら鼻からゆっくり息を吸います。
- ・「ゆっくり」を意識しながら自分のペースでおこなえばよいのですが、目安がほしいなら「はく：吸う＝2：1」を目安と考え、6秒ではき、3秒で吸えばよいでしょう
- ・慣れたら、できるだけ長くできるようにしていきましょう。
- ・息をはくとイライラや疲れ、悪いエネルギーが身体の外に出てくるイメージで、身体の力を抜いて呼吸すると更に効果的です。

### (2) 動作によるリラックス法

- ・楽な姿勢をしてください。
- 両手首を少し曲げます。
  - ・あまり力を入れすぎずに、緊張を感じるぐらいでいいのです。
  - ・はい、ボタンと一気に手首の力を抜きます。
  - ・両腕が重たい感じ、あたたかい感じ、さらに、指先の力が抜けていくような感じがするかもしれません。
- 今度は、足首に力を入れます。
  - ・足首を曲げます。
  - ・腕や背中に力が入っていないか点検します。
  - ・はい、ボタンと一気に足首の力を抜きます。
  - ・両足が重たくて、あたたかい、足の指先から疲れが抜けていく感じがするかもしれません。
- 今度は上体、背や肩に力を入れます。
  - ・肩を開きます。ひじや足に力が入っていないか点検します。
  - ・はい、肩や背中の力を抜きます。
- 次は腰とお尻です。
  - ・お尻にぎゅっと力を入れます。
  - ・肩や背中に力が入っていませんか。
  - ・はい、ふわっと力を抜きます。
- 最後に、顔です。
  - ・眼をぎゅうっとつぶります。コンタクトをしている人はつぶらな

くてもかまいません。

- 歯を噛み締めます。顔に力が入っています。
- 両手まで力が入っていませんか。
- はい、顔の力を抜いて。
- 顔はすうっとして気持ちがいい。

○今度は手首・足首・上体・腰・顔、身体全部に力が入っています。

- 顔だけ力を抜きます。他のところは力を入れたまま。
- 次に腰とお尻の力を抜きます。上体や手や足は力を入れたまま。
- 足首、最後に手首の力を抜きます。
- はい、全部の力が抜けました。
- 力が抜けて、気持ちいい。身体が軽くなったり、重たく感じたり、あたたかく感じたりすることがあるかもしれません。
- さらに力が抜けて、気持ちがいい。もし寝付けない時に、布団の中でこれをするとうっくり寝られます。
- もし、今から勉強やスポーツをしようと思っている人は、「勉強に集中することができます」「スポーツで自分の力を発揮することができます」と自分のメッセージを送ってもいいでしょう。

○いきなり眼を開けるとぼんやりしますので、手をグーパーグーパーします。「今から勉強をするぞ、スポーツをするぞ」と、やる気のメッセージを身体に送ってください。そして、ひじを曲げ伸ばして足をピンと伸ばして、手を左右に動かしてすっきり眼を開けます。

### (3) ペアリラクセーション（同性同士で二人一組になる）

- 前のお友達に後ろのお友達は肩に手を置きましょう。
- あったかい気持ちを手にこめて、しっかりとやさしく手を置きましょう。
- 前のお友達も、後ろのお友達も、軽く目を閉じると、肩の感じがはっきり分かります。
- 手を置いてもらうと、肩から手の指先まで、すうっと力が抜けていきます。
- 身体全体が、あったかい。気持ちがあっとしてきました。
- 後ろのお友達は、ゆっくりとゆっくりと手を離してください。すると前のお友達は、すーっとしたさわやかな感じがしてきます。

（感想を言って、交替をする）

H12（2000）年第1回 EARTH 訓練・研修会での富永良喜兵庫教育大学教授の指導から

## リラクゼーションの実際－ 2

### (1) 導入 (10秒呼吸法)

- ① 腹式呼吸の説明
- ② 1～4秒で吸う ③ 5で止める ④ 6～10で吐く  
(3回繰り返す)

### (2) 簡易自立訓練法

いすに深く腰をかけ、手を膝の上において、楽な姿勢をとってください。ネクタイや時計など身体を締め付けるものがあれば、ゆるめたり外したりしてください。目を閉じて、ゆっくり呼吸してください。3つ数えて、手をたたくと元に戻ります。

- ① 手足が重たくなります
- ② 身体全体が重たくなります
- ③ 気持ちはだんだん落ち着いてきています。椅子の中に沈んでいくような感じですね
- ④ 手足があたたかくなります
- ⑤ 身体全体があたたかくなります
- ⑥ 気持ちはとても落ち着いています
- ⑦ 重たくてあたたかくてゆったりした感じですよ
- ⑧ (心地よいイメージの導入)  
あなたは今広い草原の中にいます  
とても気持ちいいですね
- ⑨ 重たくてあたたかくてゆったりした感じですよ
- ⑩ 気持ちはとても落ち着いています
- ⑪ (戻るための準備の導入)  
草原から戻ってきています
- ⑫ 3つ数えて、手をたたくと元に戻ります。元に戻るととても気持ちよくなっていますよ
- ⑬ 1・2・3 (手をたたく)
- ⑭ 深呼吸をして手足をのばしましょう

### (3) グループワーク

- ① 今回の出来事について順に話し合ってみましょう
- ② 体験の言葉による排出
- ③ 安心感の確認、3つの安心感
  - ・大丈夫、二度とあなたはそのような危険な目に遭うことはないですよ
  - ・あなたのそばにはいつもわたしがいますよ
  - ・あなたの辛さは誰にでも起こる正常な反応なのですよ
- ④ 終了

### (4) 終了 (もう一度呼吸法)

H13 (2001) 年 EARTH 心のケア班学習会における高橋 哲 芦屋市生活心理学研究所所長の指導から

## 5.2.2.5 かばくんの気持ち



Hippo's feelings

by Yoshiki Tominaga e-mail address hotanshin@hotmail.com



あれから〇〇（ヶ月、年）がすぎた。また、△△（地震や台風など）がくるんじゃないかってしんぱいなんだ。あたまもいたいし。



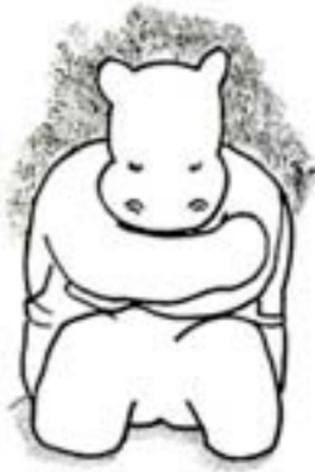
よるもなかなかねむれないし、ねむってもこわい夢をみて目がさめちゃうんだ。



ちょっとしたものの音にもびくっとして、あの時のことを思い出しちゃうんだ。



ひとは、いやだな



だれにも会いたくないし、  
べんきょうもしたくないんだ。



ある日、かばくんは夢をみました。夢の中で大きな木がいました。  
「あんなたいへんなことがあったのだから、心とからだがいちろかわるの  
は、しぜんなことなんだよ。でもね、このたいへんなことをのりこ  
えるために、3つの大切なことがあるんだよ。それは、あんしん、きず  
な、ひょうげんなんだよ。」



ある日、先生（担任）がいてくれたよ。「あんなじしんは300年に1回だっ  
て。だからだいじょうふなんだよ。でもね、地震や災害について勉強して、あ  
んぜんな国をつくっていこうね（その災害に応じた防災教育のメッセージ）」。  
そして、ねむりのためのリラックスもおしえてくれたよ。いきをおなかいっぱい  
大きくすって、ゆっくりゆっくりはくんだって。それから、かたをあげて、ゆっ  
くり、ちからをぬいていくんだって。とってもほっとしたよ。

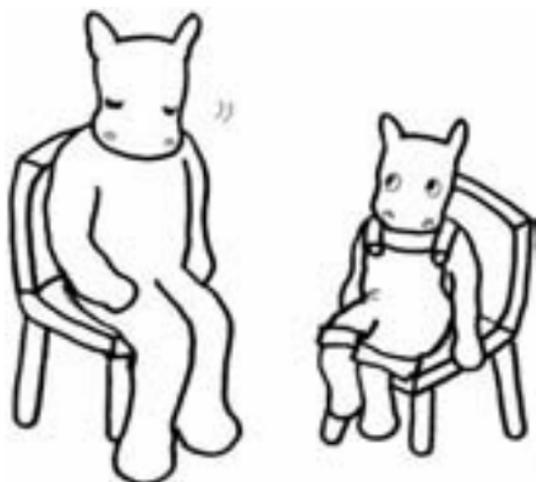
（あ、これが、あんしんなんだ）



おともだちにかたに手をおいてもらってごらん。かたがあったかくなって、ころもであったかくなるよ。（あ、これがきずなっていうんだ）



つらいことを思いだして、かなしくなって泣きたくなったら、泣いたらいいんだよ。いろんな気持ちを絵にかいたり、作文にしてもいいと思うよ。（あ、これが、ひょうげんなんだ）



それからね、友だちや先生やお家の人に、話をきいてもらってごらん。すると、気もちがらくになったり、げんきがでてくることがあるよ。



そして、かばくんはげんきになりました。まえよりも、もっとたくましくなりました。

## 5.2.3.1 避難誘導呼びかけ文例

市町派遣職員、施設管理者（学校長）、又は自主防災組織代表者などは、ハンドマイク、放送設備などにより避難者に次のように呼びかけます。

### (1) 避難所開設準備中：運動場での待機要請

こちらは、「校長の〇〇です」です。ただ今、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらくは安全な「運動場」で待機願います。

現在分かっている災害情報は………です。この地区の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。

〇〇市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で避難所の開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、申し出てください。

また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら申し出てください。以上です。

### (2) 受付時：避難者の誘導案内

こちらは「校長の〇〇です」です。ただ今、施設の安全が確認され避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付で、世帯の代表の方に氏名・住所などを記入いただき、ルールを確認していただいてから入室いただきます。早い者勝ちではありませんので私の申し上げる順に、世帯ごとに受付に来てください。

障害者やお年寄り、乳幼児などを優先しますが、必ず皆さんに安全に避難していただきます。入室後はご近所の方やお知り合い同士で集まるようにしてください。まず、身体に障害があったり、介護が必要な方の世帯、負傷したり病状が悪化している人がいる世帯から受付に来てください。次にお年寄りのいる世帯、小学校に行っていない乳幼児がいる世帯、…（以下地区順に案内します。）

## 5.2.3.2 避難者家族票

|                             |                     |   |                                  |
|-----------------------------|---------------------|---|----------------------------------|
| 世帯<br>代表者                   |                     | 住所<br>電話 ( ) -  |                                  |
| 避難所<br>入所<br>年月日            | 年<br>月 日 ( )<br>時 分 | <家屋の被災状況><br>全壊・半壊・一部損壊・断水・停電・ガス停止<br>電話不通・不明・その他 ( ) |                                  |
|                             | フリガナ<br>氏 名         | 年 齢   | 性 別                              |
|                             |                     |   | 児童生徒<br>学校名<br>学 年               |
|                             |                     |   | 災害<br>弱者                         |
|                             |                     |   | 今すぐ生活に必要な物<br>(紙おむつ、粉ミルク、<br>菓等) |
| 1                           |                     |   |                                  |
| 2                           |                     |   |                                  |
| 3                           |                     |   |                                  |
| 4                           |                     |   |                                  |
| 5                           |                     |   |                                  |
| 6                           |                     |   |                                  |
| <親族などの連絡先><br>住所            |                     | <災害弱者の内訳>   |                                  |
| 氏名                          |                     | ア) 乳児   |                                  |
| 電話 ( ) -                    |                     | イ) 幼児   |                                  |
|                             |                     | ウ) 65歳以上の高齢者  |                                  |
|                             |                     | エ) 外国人(日本語がわかりにくい方)                                   |                                  |
|                             |                     | オ) 要介護者   |                                  |
|                             |                     | カ) 身体障害者  |                                  |
| その他特記事項                     | 例：要介護、要手話、要通訳など     |   |                                  |
| 安否の問い合わせがあったときに、こたえてよろしいか。  |                     |   | はい いいえ                           |
| 退出年月日                       | 年 月 日 ( )           | 時 分   |                                  |
| 退出後の<br>連絡先                 | 住所                  |   |                                  |
|                             | 電話                  |   |                                  |
| 連絡先の問い合わせがあったときに、こたえてよろしいか。 |                     |   | はい いいえ                           |

## 5.2.3.3 在宅被災者リスト・災害弱者リスト

### 【在宅被災者リスト】

作成日( )月( )日午前・午後( )時 作成者( )

|   | 氏名 | ふりがな | 年齢 | 性別  | 電話 | 地区名 | 住所 | 所帯主名 | 備考 |
|---|----|------|----|-----|----|-----|----|------|----|
| 1 |    |      |    | 男・女 |    |     |    |      |    |
| 2 |    |      |    | 男・女 |    |     |    |      |    |
| 3 |    |      |    | 男・女 |    |     |    |      |    |
| 4 |    |      |    | 男・女 |    |     |    |      |    |
| 5 |    |      |    | 男・女 |    |     |    |      |    |

\* 安否確認時に検索ができるよう、必ずふりがなをつける。

\* 水・食料の配布など避難所での救援対策を受けている在宅の避難者の情報を把握するためのもの。内容は、基本的に、避難者リストと同じである。

### 【災害弱者リスト】

作成日( )月( )日午前・午後( )時 作成者( )

|   | 氏名 | ふりがな | 年齢 | 性別  | 要配慮の内容(*) | 具体<br>ニーズ | 世帯<br>人員数 | 対応 |
|---|----|------|----|-----|-----------|-----------|-----------|----|
| 1 |    |      |    | 男・女 |           |           |           |    |
| 2 |    |      |    | 男・女 |           |           |           |    |
| 3 |    |      |    | 男・女 |           |           |           |    |
| 4 |    |      |    | 男・女 |           |           |           |    |
| 5 |    |      |    | 男・女 |           |           |           |    |

\* 要配慮の内容

1. 重度の傷病
2. 介護を要する障害者・高齢者など
3. 2に該当しない障害者・高齢者など
4. 乳児
5. 産婦
6. 日本語を解さない外国人
7. その他

\* これは、災害発生直後から最低限必要な内容（災害弱者の概要など）を把握するための例を示したものであり、表計算ソフトなどで作成することにより、入力が可能かつ必要となる段階で随時、項目を増やして充実することとする。当初から多くの情報を求めて時間を費やすよりも、まずは迅速に必要な情報を把握し、個別対応をスタートすることが大切である。

## 5.2.3.4 県及び市町の災害弱者への援助方針

寝たきり老人、身体障害者(児)、視覚障害者、精神障害者、結核患者、難病患者(児)、慢性疾患患者(児)、下痢、腹痛、発熱、嘔吐などの有症患者、乳幼児、妊産婦、高齢者などのリストアップを行なうとともに、必要な情報が入手できるよう相談方法や相談窓口の周知を行い、保健・医療・福祉などのニーズの把握及びサービスの調整提供を行う。

| 対 象 者                    | 援 助 方 針   |
|--------------------------|---|
| 要 療 養 者                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の健康状態、生活の見通し、介護者の健康状態を十分考慮し、入院、入所、ショートステイの利用などについて保健所（処遇検討チーム）と連携する。</li> </ul>  |
| 高齢者、障害者、乳幼児その他濃厚なケアの必要な人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所などが設置されている場合には、移動の勧奨を行う。</li> <li>周囲の人の気兼ねなどにより危険な家屋に帰ることも予想されることから本来の生活の場の状態、今後の見通しについても確認しておく。</li> <li>退所後も継続した援助が行なえるよう、関係者と連携し、避難所退所時の状況について速やかに把握する。</li> </ul> |
| 循環器疾患、糖尿病などの慢性疾患の患者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災に加えて、生活環境の変化による心身の疲労やストレス、食生活の乱れ、治療中断などにより、病状悪化や新たな合併症が予想されるため、継続的な保健指導を実施するとともに、医療が中断されている場合は、速やかにかかりつけ医などの受診可能医療機関などを紹介し、受診勧奨をする。</li> </ul>                           |
| 難 病 患 者                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療が継続されているかどうか把握し、必要に応じて、県内外の受け入れ可能な医療機関の情報を、患者家族に提供するとともに、生活支援の相談活動を行なう。</li> </ul>   |
| 要援護の高齢者や障害者、災害により障害を受けた人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、簡易ベッドの作り方、水を使用しない清拭、洗髪の方法などのケア及び指導を行うとともに、看護、介護サービスの紹介を行う。</li> </ul>   |
| 高齢者・障害者                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>不便な避難所生活で急速に活動力が低下し、寝たきりになりやすい。また、認知症の老人は急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいため、生活指導、機能訓練、環境整備などを行い、精神的な安定を図り、心身の機能低下を予防する。</li> </ul>                                   |

## 5.2.3.5 避難所開設状況報告書

### 【避難所開設状況報告書（速報）】

|       |                 |       |
|-------|-----------------|-------|
| 報告日時  | 年 月 日 ( ) 午前・午後 | 時 分   |
| 学校名   |                 | 報告者氏名 |
| 緊急連絡先 | TEL             | 連絡先氏名 |

#### 報告事項

##### 1 避難所開放区域

| 開放区域名 | 特記事項（主な被害状況等） |
|-------|---------------|
| 体育館   |               |
|       |               |
|       |               |
|       |               |

##### 2 避難所に係る設備

| 設備名  | 使用可能状況     | 特記事項（主な被害状況等） |
|------|------------|---------------|
| トイレ  | 1 可 ・ 2 不可 |               |
| 水道   | 1 可 ・ 2 不可 |               |
| 電気   | 1 可 ・ 2 不可 |               |
| ガス   | 1 可 ・ 2 不可 |               |
| 電話   | 1 可 ・ 2 不可 |               |
| FAX  | 1 可 ・ 2 不可 |               |
| 放送設備 | 1 可 ・ 2 不可 |               |

##### 3 避難者の状況

|        |        |   |               |   |
|--------|--------|---|---------------|---|
| 現在の避難者 | 男      | 名 | 女             | 名 |
| 約 名    | 内 小学生  | 名 | 内 中学生         | 名 |
|        | 内 乳児   | 名 | 内 幼児          | 名 |
|        | 内 要介護者 | 名 | 内 日本語を解さない外国人 | 名 |
|        |        |   | 内 18歳以上       | 名 |
|        |        |   | 内 身体障害者       | 名 |
|        |        |   | 内 65歳以上高齢者    | 名 |

報告先

TEL

FAX

## 5.2.3.6 食料等物品要請書・受領書・救援物資管理表

### 【食料等物品要請書】

|      |                 |     |     |     |
|------|-----------------|-----|-----|-----|
| 日 時  | 年 月 日 ( ) 午前・午後 |     |     | 時 分 |
| 避難所名 | 学校避難所           |     |     |     |
| 連絡先  | TEL             | FAX | 担当者 |     |

|   | 品 名 | 仕様(サイズ等) | 数 量 | 備 考 |
|---|-----|----------|-----|-----|
| 1 |     |          |     |     |
| 2 |     |          |     |     |
| 3 |     |          |     |     |

### 【食料等物品受領書】

|      |                 |     |     |     |
|------|-----------------|-----|-----|-----|
| 日 時  | 年 月 日 ( ) 午前・午後 |     |     | 時 分 |
| 避難所名 | 学校避難所           |     |     |     |
| 連絡先  | TEL             | FAX | 担当者 |     |

|   | 品 名 | 仕様(サイズ等) | 数 量 | 備 考 |
|---|-----|----------|-----|-----|
| 1 |     |          |     |     |
| 2 |     |          |     |     |
| 3 |     |          |     |     |

### 【救援物資管理表】

|      |     |     |     |  |
|------|-----|-----|-----|--|
| 避難所名 | 学校  | 住所  |     |  |
| 連絡先  | TEL | FAX | 担当者 |  |

| 日 時 | 品 目 | 受け数 | 消費期限 | 配布数 | 残数 | 備考 |
|-----|-----|-----|------|-----|----|----|
|     |     |     |      |     |    |    |
|     |     |     |      |     |    |    |
|     |     |     |      |     |    |    |

## 5.2.3.7 避難者一覧表・ボランティア受付簿

【避難者一覧表】 (場所：体育館・ ) 室)

〇〇小学校 No. ( )

|    | 氏名 | ふりがな | 年齢 | 性別  | 住 所 | 電 話 | 入 | 出 | 退出先 |
|----|----|------|----|-----|-----|-----|---|---|-----|
| 1  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 2  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 3  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 4  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 5  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 6  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 7  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 8  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 9  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 10 |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 11 |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 12 |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 13 |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 14 |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 15 |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |

【ボランティア受付簿】

〇〇小学校 No. ( )

|    | 氏名 | ふりがな | 年齢 | 性別  | 住 所 | 電 話 | 入 | 出 | 備 考 |
|----|----|------|----|-----|-----|-----|---|---|-----|
| 1  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 2  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 3  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 4  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 5  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 6  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 7  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 8  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 9  |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 10 |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |
| 11 |    |      |    | 男・女 |     |     | / | / |     |

\* 備考欄には、経験希望する活動内容などを記入してください。

## 5.2.3.8 避難所での対応例

### (1) 物資・食料・水などの配分方針等について

- ① 物資・食料・水などは公平に分配します。
- ② 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず高齢者・障害者、子ども、大人の順に分配します。
- ③ 物資の配布は、各（避難者）組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにして下さい。
- ④ 物資などの配給は、原則毎日 〇時頃に、場所は 〇で物資班が配給するので、秩序を持って物資班の指示に従い受け取ってください。
- ⑤ 配給する物資などの内容、数量は、その都度校内放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥ 各自必要な物資などは、避難所運営組織本部の物資窓口申し込んでください。在庫があるものはその場でお渡しします。在庫が無い物は本部へ要請しますので、届いたかどうかは各自で窓口を確認に来てください。
- ⑦ 食料は取り置きせず、古くなったものは決して食べないようにしてください。

### (2) 安否問い合わせ・個人呼び出しへの対応

- ① 避難者が受付時に安否情報の公開を了解している場合は、情報班が対応可能であれば避難者リストに基づいて安否を回答することができます。その場合は、避難者リストにより検索します。
- ② 避難者に対しては「伝言ダイヤル 171」の利用を呼びかけます。

### (3) マスコミへの対応

- ① マスコミの取材に対しては、1次的に市町派遣職員が対応します。避難者代表者又は避難所運営組織の了解が得られれば、取材を許可します。
- ② 取材者には、必ず腕章等機関名がわかるものをつけてもらい、写真・映像に顔が入る場合は必ず本人の了解を得ることにします。

### (4) 調査研究者への対応

- ① 市町・県が実施する調査は、事前に趣旨・内容等を説明した上で実施されます。協力してください。
- ② 研究者等による調査は、1次的に市町派遣職員が対応します。避難者代表者又は避難所運営組織の了解が得られれば、調査を許可します。

## 5.2.3.9 ペットの飼い主へ・伝言ダイヤル

### 【ペットの飼い主の皆さんへ】

避難所運営委員会

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの苦情、危害防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、動物救援センターや災害対策本部に相談してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（総務班）まで届け出てください。

### 【災害用伝言ダイヤルの利用方法】

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行ってください。

忘れてイナイ（171）？ 災害伝言 171  
などと覚えてください

録音 171 + 1 + 自分の電話番号「伝言録音」

再生 171 + 2 + 相手の電話番号「伝言再生」

\* 他人に聞かれたくない暗証番号付きの伝言の録音再生は

録音 171 + 3 + 自分の電話番号「伝言録音」

再生 171 + 4 + 相手の電話番号「伝言再生」

「災害用伝言板」

i-Menu → 災害用伝言板

パソコンやPHSからの閲覧アドレス

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

## 5.2.3.10 避難所における生活の基本的ルール

この避難所の生活の基本的ルールは次の通りです。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という）を組織します。
  - 委員会は、毎日午前 [ ] 時と午後 [ ] 時に定例会議をおこないます。
  - 委員会の運営組織として、総務班、情報班、管理班、救護班、物資班を編成します。
- 3 この避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧する頃を目途に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録します。
  - 避難所を退所するときは、委員会に移転先を連絡ください。
  - 犬、猫など、動物を室内に入れることは禁止します。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋または危険な部屋は、避難部屋として使用しません。指定した部屋を使います。
  - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的におこないます。
- 6 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
  - 食料、救援物資は（避難者）組ごとに配給します。
  - 特別な事情の場合は委員会の理解と協力を得てからおこないます。
  - 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しくおこないます。
  - ミルク、おむつなど特別な要望は、[ ] 室で対処します。
- 7 消灯は、午後 [ ] 時です。
  - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
  - 職員室など管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 8 放送は、午後 [ ] 時で終了します。
- 9 郵便物は郵便局員によって直接お渡しします。
- 10 電話は、午前 [ ] 時から午後 [ ] 時まで、受信のみをおこないます。
  - 放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
  - 公衆電話は緊急用とします。
- 11 トイレの清掃は、朝 [ ] 時、午後 [ ] 時、午後 [ ] 時に、避難者が交替でおこなうことにします。
  - 清掃時間は、放送をおこないます。
  - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 12 ゴミの分別は避難所内で行い、可燃ゴミは避難所内では燃やしません。
- 13 飲酒、喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。

## 5.2.3.11 避難所運営委員会運営規約

(目的)

第1 自主的で円滑な避難所の運営がおこなわれることを目的として、避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2 委員会の構成員は、次の通りとする。

- ・避難者で編成する「(避難者)組」の代表者
- ・行政担当者
- ・施設管理者
- ・避難所で具体的な業務を運営する班の代表者

② 前項の規定にかかわらず、「(避難者)組」の代表者が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

③ 委員会で承認されたときは、自治会、町内会などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(廃止)

第3 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目途とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

(任務)

第4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

② 委員会は、毎日午前 [ ] 時と午後 [ ] 時に定例会議をおこなうこととする。

③ 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、情報班、物資班、救護班、管理班などの運営班を設置する。

④ 各運営班の班長は、第2条の①項の規定に基づき委員会に出席する。

(役員)

第5 委員会には、委員の互選による会長1名、副会長 [ ] 名を置く。

② 会長は、委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

(総務班の業務)

第6 総務班は、主として災害対策本部との連絡、避難所の管理、ボランティアの要請、マスコミ対応に関することをおこなう。

② 総務班は、避難所内の秩序維持に努める。

③ 総務班は、避難所の消灯を午後 [ ] 時におこなう。ただし、体育館などは照明を落とすだけとし、廊下、職員室など管理のために必要な部屋は消灯しない。

④ 総務班は、避難者の退所状況などを踏まえ、避難部屋の移動を定期的におこなう。

⑤ 総務班は、委員会の事務局を務める。

(情報班の業務)

第7 情報班は、避難者の名簿の作成、更新、管理に関することをおこなう。

- ② 情報班は、避難所運営委員会名簿の作成をおこなう。
- ③ 情報班は、避難者への情報提供及び情報収集、情報管理をおこなう。
- ④ 情報班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。
- ⑤ 情報班は、電話の問い合わせや、避難者の呼び出しに関することをおこなう。
- ⑥ 情報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(物資班の業務)

第8 物資班は、避難所の食料、物資の配給、不足分の請求及び余剰物資の管理をおこなう。

- ② 物資班は、公平性の確保に最大限配慮して配給をおこなう。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てからおこなうこととし、特別なニーズがある物資についてなど、特別な要望については個別に対処する。
- ③ 物資班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料、物資を配給する。
- ④ 物資班は、不要な救援物資が到着したときは、受領を拒否することができる。

(救護班の業務)

第9 救護班は、高齢者、障害者、負傷者、病人など特別なニーズのある被災者への支援をおこなう。

- ② 救護班は、避難所内の子どもの保育活動の支援をおこなう。
- ③ 救護班は、医療機関などとの連絡をおこなう。

(管理班の業務)

第10 管理班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットに関することなど、避難所における衛生管理をおこなう。

- ② 管理班は、毎日午前 [ ] 時と午後 [ ] 時及び午後 [ ] 時にトイレの清掃をおこなう。
- ③ 犬、猫などの動物類は、室外の別の場所で飼う。
- ④ 管理班は遺体受け入れに関することをおこなう。

(その他)

第11 この規約に記載されていないことは、その都度、委員会で協議して決める。

付則

この規約は、            年    月    日から施行する。



## 5.2.4.1 食支援活動チェック表

【食料の確保状況チェック表】

| 点検月日                 | 月 | 日 | 曜日   | 記録者       |
|----------------------|---|---|------|-----------|
| 救援物資はきちんと保存、管理されているか |   |   | している | していない     |
| 救援物資管理表は作成されているか     |   |   | している | していない     |
| 備蓄庫の何が利用できるか         |   |   | (    | )         |
| 炊き出しに利用できるものはあるか     |   |   | ある ( | )<br>ない   |
| それはどのように保存されているか     |   |   | 場所 ( | )<br>方法 ( |
| 給食に使用できるものはあるか       |   |   | ある ( | )<br>ない   |
| それはどのように保存されているか     |   |   | 場所 ( | )<br>方法 ( |

【救援物資の管理表】

|  | 品目 | 受け数( ) | 消費期限 | 品質確認 | 保存方法 | 備考 |
|--|----|--------|------|------|------|----|
|  |    |        |      |      |      |    |
|  |    |        |      |      |      |    |

【食料配布日誌】

|     | 1日目 |   |   | 2日目 |   |   | 3日目 |   |   |
|-----|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|
|     | 朝   | 昼 | 夕 | 朝   | 昼 | 夕 | 朝   | 昼 | 夕 |
| 大人  |     |   |   |     |   |   |     |   |   |
| 子ども |     |   |   |     |   |   |     |   |   |

【炊き出し運営の環境チェック表】

| 点検月日                   | 月                         | 日                      | 曜日                            | 記録者    |
|------------------------|---------------------------|------------------------|-------------------------------|--------|
| 炊き出しが必要かどうか            |                           |                        | 被害状況                          |        |
| ライフラインの状況はどうか          |                           |                        | ガス（可・不可）水道（可・不可）<br>電気（可・不可）  |        |
| 施設                     | 調理可能な施設はあるか               |                        |                               |        |
| 器具                     | 炊き出しをする器具はあるか             | ある                     | 器具名                           |        |
|                        |                           | ない                     |                               |        |
|                        | 調達できる場所はあるか               | ある                     | ない                            |        |
| 食材                     | 食材は何があるのか                 | 救援物資より（ ）<br>地元業者より（ ） |                               |        |
|                        | どんなメニューができるか<br>（季節を考慮して） | 例                      |                               |        |
| 人的支援                   | 炊き出しができる組織はあるか            | ある（組織名<br>人数）          | ない                            |        |
|                        | ボランティアが確保できるか             | できる                    | 調理（ ）人<br>配食（ ）人<br>器具の準備（ ）人 | できない   |
| 衛生管理は大丈夫か<br>（加熱状況の確認） |                           |                        | できている                         | できていない |
| どんな方法で行うのか             |                           |                        | ① 全部持ち込みの場合                   |        |
|                        |                           |                        | ② 何か準備物が必要な場合                 |        |
|                        |                           |                        | ③ ボランティアが必要な場合                |        |

## 【食に関する心のケア】

| 点検月日                | 月 | 日 | 曜日 | 記録者   |
|---------------------|---|---|----|---|
| 食事に配慮を要する人たちの状況     |   |   |    | アレルギー _____人<br>生活習慣病 _____人<br>肥満 _____人<br>その他 _____人<br>気をつけること<br>( )<br>( )                        |
| 食事に対して気になっている人たちの状況 |   |   |    | ない _____人<br>ある _____人<br>食べ過ぎ _____人<br>もっと食べたい _____人<br>食べられない _____人<br>その他 _____人<br>その他の内容<br>( ) |
| 調理活動に参加できる人         |   |   |    | 参加したい人 _____人<br>活動内容 ( )<br>( )<br>( )   |
| 栄養相談について            |   |   |    | 本部医療班との協力体制ができているか<br>(できている できていない)<br><br>食事内容の問題点<br>( )<br>( )<br>体調面での問題点<br>( )<br>( )            |

## 【学校給食再開に向けた環境チェック表】

| 点検月日                     | 月   | 日 | 曜日 | 記録者 |
|--------------------------|---|---|----|-----|
| 給食施設（共同、学校）の稼働は可能か       | 可<br>不可（ ）                                      |   |    |     |
| 機械、器具類は使用できるか            | 可<br>不可（ ）                                      |   |    |     |
| ライフラインの状況はどうか            | ガス（可・不可）<br>水道（可・不可）<br>電気（可・不可）                |   |    |     |
| どのような方法で開始できるか           | 従来の方法<br>他の施設<br>共同                             |   |    |     |
| 従来の方法以外の配送方法が必要か         | 具体的に  |   |    |     |
| 食材の確保はどうするか              | 救援物資より（ ）<br>給食業者より（ ）<br>地元業者より（ ）<br>備蓄庫より（ ） |   |    |     |
| 献立の作成はどうするか              | 具体的に  |   |    |     |
| 児童生徒への給食指導をどのようにするか      | 衛生指導  |   |    |     |
|                          | 配膳の工夫   |   |    |     |
|                          | あとかたづけ  |   |    |     |
| 学校再開状況と給食時間の調整をどのようにするのか |   |   |    |     |

## 5.2.4.2 避難所の食事で気をつけること

### I 衛生面には充分気をつけましょう

- ① 配られた食べ物はいつまでも手元に置かずになるべく早く食べましょう。
- ② 避難所では、食品の温度管理ができないので消費期限には特に気をつけるように心がけましょう。
- ③ 季節によっては腐りやすい物もあるので、匂いや味には十分注意しましょう。



### II 栄養のバランスに気をつけましょう

- ① 配られる食品はおにぎりやパン、菓子類が多く、でんぷん質や油分のとりすぎになります。そのため便秘しやすくなるので、薬に頼らず水分（お茶、牛乳など、ジュース類は除く）をとり、適度に運動をするように心がけましょう。
- ② 炊き出しがあれば汁物や野菜をたくさん食べるようにしましょう。
- ③ ゆっくりよく噛んで食べるようにしましょう。
- ④ 体調を崩していたり、食事制限のある病気（アレルギーや内臓疾患など）の人、高齢者や乳幼児のいる人は、避難所の担当者に相談し食事などについて配慮してもらいましょう。



### III ストレスをためないようにき気をつけましょう

- ① 食事作り（炊き出しなど）や食べ物を配る作業などに積極的に参加し、からだを動かして気分転換し、ストレスをためないようにしましょう。

\* 使い捨ての食器や箸など分別ゴミの回収に協力しましょう

## 5.2.4.3 食事についてのアンケート

(あてはまるものに○印をつけてください)

あなたは  男性 ・  女性

年齢は  10代 ・  20代 ・  30代 ・  40代 ・  50代 ・  60代  
 70代 ・  80歳以上

身長は  150cm～160cm ・  160cm～170cm  
 170cm～180cm ・  180cm以上

体調で下記のようなことがありますか

・ 食欲がない     ・ 眠れない     ・ イライラする  
 ・ 特にない

① 生活習慣病の治療を受けている  はい ・  いいえ

食事制限がありますか  ある ・  ない

①であると答えた人はどんな制限ですか記入してください  
【例：塩分】

② アレルギーがある  ある ・  ない

医師の指導を受けていますか  はい ・  いいえ

②であると答えた人はどんな食品ですか記入してください  
【例：エビ】

このアンケートを記入した後、  
栄養指導やカウンセリングを受けたい人は名前を書いてください、個別相談の予約をします。

お名前



※個人情報について外部に知られることはありません

## 5.2.4.4 メニュー例

避難所での食事については、衛生面、栄養価、食材の調達方法、調理の簡便さ等を配慮して献立する必要がある。ここでは平均値でエネルギー188kcal・タンパク質7g・脂質8g・カルシウム46mg・食物繊維3gに相当する汁物を7例紹介する。

メニュー例（分量はすべて100人分）

### ① 豚汁

|               |       |
|---------------|-------|
| 豚肉（部位はどこでもよい） | 3 kg  |
| だいこん          | 5 kg  |
| にんじん          | 1 kg  |
| 油揚げ           | 500 g |
| いも類           | 3 kg  |
| 葉ねぎ           | 300 g |
| 味噌            | 1.6kg |
| だし汁           | 20 l  |

### ② カレーシチュー

|               |      |
|---------------|------|
| じゃがいも         | 6 kg |
| たまねぎ          | 4 kg |
| 牛肉（鶏肉、豚肉でもよい） | 3 kg |
| にんじん          | 2 kg |
| カレールウ         | 2 kg |
| 水             | 15 l |

### ③ 芋汁

|               |             |
|---------------|-------------|
| さといも          | 6 kg        |
| こんにゃく         | 1 kg        |
| 牛肉（鶏肉、豚肉でもよい） | 3 kg        |
| 根深ねぎ          | 1 kg        |
| 厚揚げ           | 2 kg        |
| 干しいたけ（生でもよい）  | 500 g       |
| 砂糖／醤油         | 200 g／200cc |
| 塩             | 30 g        |
| だし汁           | 20 l        |

#### ④ にゅうめん

|                |               |
|----------------|---------------|
| ソーメン           | 5 kg          |
| 鶏肉             | 2 kg          |
| 竹輪（他の練り製品でもよい） | 25本           |
| ほうれんそう         | 2 kg          |
| にんじん           | 1 kg          |
| 根深ねぎ           | 1 kg          |
| 焼麩             | 300 g         |
| 干しいたけ          | 300 g         |
| だし汁            | 20 ℓ          |
| 醤油／塩／酒         | 100cc／50 g／適量 |

#### ⑤ 春雨スープ

|                 |       |
|-----------------|-------|
| はるさめ            | 800 g |
| 豚肉（ハム、ベーコンでもよい） | 3 kg  |
| もやし（無くても良い）     | 2 kg  |
| にんじん            | 1 kg  |
| キャベツ            | 3 kg  |
| たまねぎ            | 3 kg  |
| 葉ねぎ             | 500 g |
| チキンコンソメ         | 30ヶ   |
| 塩               | 適量    |
| 水               | 20 ℓ  |
| ごま油／こしょう        | 各適量   |

#### ⑥ 団子汁

|         |       |
|---------|-------|
| 白玉粉     | 3 kg  |
| （同量の熱湯） |       |
| 油揚げ     | 2 kg  |
| ごぼう     | 2 kg  |
| にんじん    | 1 kg  |
| 根深ねぎ    | 1 kg  |
| こんにゃく   | 1 kg  |
| こまつな    | 1 kg  |
| 味噌      | 1.6kg |
| だし汁     | 20 ℓ  |

#### ⑦ 雑炊

|                  |            |
|------------------|------------|
| ご飯（ $\alpha$ 化米） | 5 kg       |
| はくさい             | 2 kg       |
| だいこん             | 3 kg       |
| にんじん             | 1 kg       |
| きのこ              | 1 kg       |
| 油揚げ              | 500 g      |
| 竹輪（他の練り製品でも良い）   | 1 kg       |
| だし汁              | 10 ℓ       |
| 塩／醤油             | 50 g／100cc |

## 5.2.5 EARTH 員派遣報告書（兼引継ぎ書）

派遣名：

（災害名／研修会名）

派遣先：

派遣期間：

平成（ ）年 月 日（ ）～ 日（ ）

派遣者所属職氏名：

1 派遣にかかる活動概要

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

2 現地で聞かれたこと

- ・
- ・
- ・
- ・

3 伝えてきたこと

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

4 伝え切れなかったこと

- ・
- ・
- ・

5 現地で学んだこと、その他

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

その他派遣に係る資料などは別添のとおり

## 5.3.1 阪神・淡路大震災被害概要

- (1) 発生年月日 (H17.12.22現在)  
平成7年(1995年)1月17日(火) 午前5時46分
- (2) 地震名  
平成7年(1995年)兵庫県南部地震
- (3) 震央地名  
淡路島(北緯34度36分 東経135度02分)
- (4) 震源の深さとマグニチュード  
16km マグニチュード7.3
- (5) 人的被害

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 死者  | 6,434人  | 行方不明者 | 3人      |
| 負傷者 |         |       |         |
| 重傷  | 10,683人 | 軽傷    | 33,109人 |
|     |         | 合計    | 43,792人 |
- (6) 住宅被害

|       |           |           |
|-------|-----------|-----------|
| 全壊・半壊 | 104,906棟  | 144,274棟  |
|       | 186,175世帯 | 274,182世帯 |
- (7) 避難所数  
1,153箇所
- (8) 避難者数  
316,678名(ピーク時・1月23日)
- (9) ライフラインの被害と復旧した月日

|        |          |      |       |
|--------|----------|------|-------|
| 電気停電   | 約260万戸   | 完全復旧 | 1月23日 |
| 電話交換機系 | 約28万5千回線 | 完全復旧 | 1月31日 |
| 加入者系   | 約19万3千回線 | 完全復旧 | 1月31日 |
| ガス停止   | 約85万7千戸  | 完全復旧 | 4月11日 |
| 水道断水   | 約127万戸   | 完全復旧 | 4月17日 |
- (10) 出火件数と焼損床面積及び損傷棟数  
285件 834,663㎡ 7,483棟
- (11) 災害救助法適用市町  
神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町 (10市10町) \*震災当時の名称

## 5.3.2 阪神・淡路大震災の教訓

### (1) 災害が起こる前に

#### ① 「人」

- 火災のみの訓練が行われていた（大地震は想定外）

⇒地域に応じた実践的な防災訓練の実施

- 安否の確認が遅れた

⇒児童生徒の緊急連絡先、引き渡し方法などの確認

⇒職員の緊急時の連絡体制の確認

- 情報・連絡の混乱があった

⇒災害時の連絡先（警察や消防など）の共通理解

- 避難住民による自立的な避難所運営が遅れた

⇒自主防災組織などと連携した訓練の実施

#### ② 「物」

- 開放区域などの決定が遅れた

⇒「今、災害が来たら安全か」という観点での施設設備の点検と事前の開放順位などの検討

- 多くの人家具などの下敷きにより死傷された

⇒ア 戸棚やテレビ台などの転倒防止などの予防対策

イ 廊下、通路の物品を整理することによる避難経路を確保

- 物資が不足した

⇒災害時に必要な物品を準備

#### ③ 「地域」

- 学校の再開が遅れた

⇒ア 校区内の状況の点検

イ 危険箇所などの把握

### (2) 災害の時に

#### ① 「人」

- 対応が遅れた

⇒ア 早急な災害対策本部の立ち上げ

イ 職員の出勤体制の確認

ウ 授業の確保を最優先

エ 避難者に対して初動の援助及び被災者自身による避難所運営の援助

- 被害状況の把握が遅れた
  - ⇒ 児童生徒、職員の被害状況を把握
- ② 「物」
- 被害状況の把握が遅れた
  - ⇒ ア 施設・設備の被害状況の把握
  - イ 危険箇所などの確認
  - ウ 応急的な補修
- 物資の配付で混乱がみられた
  - ⇒ ア 緊急時に必要な物資の配付方法の確認
  - イ 配付の人員の確保
- ③ 「地域」
- 学校の再開が遅れた
  - ⇒ ア 校区内の被害状況の確認
  - イ 危険箇所などの確認
  - ウ 通学路の確認



兵庫県南部地震により金具で固定していない戸棚が軒並み倒れた教室

## 5.3.3 進路に係る特例措置などの概要

阪神・淡路大震災の際に、兵庫県教育委員会等は、関係学校、大学、機関等の理解を得て以下のように対応した。

### (1) 被害状況の調査（児童生徒、教職員、教育施設など）

### (2) 教育の応急対策

#### ① 緊急対応

ア 学校の休校措置・転校手続き・教職員定数の確保

イ 仮設校舎・避難場所となっている学校などの被災者への対応と授業の確保

ウ 避難住民の多い県立学校への県立学校教職員の派遣

#### ② 被災児童生徒への支援

ア 県立学校などの授業料の免除

イ 日本育英会の奨学生への応急採用

ウ 教科書など学用品の給与

エ 高等学校入学者選抜への対応

#### ○入学者選抜日程の変更

・農業・水産に関する学科、専門学科

… 2月3日→2月13日

・英語科コース、理数コース、単位制課程  
（全日制）

… 2月17日→2月22日

・一般入試の願書受付期間

… 2月21日～2月23日

→2月28日～3月2日

・志願変更期間

… 2月25日～3月1日

→3月3日～3月5日

#### ○推薦入学の実施にかかる臨時的措置

・日程変更、入学願書の郵送による出願、検査開始時刻の繰り下げ、遅刻者に対する弾力的取扱いを実施

#### ○入学考査料の納入の猶予

・私立高等学校の入試日程の変更に伴い、県内の私立高等学校への出願者に対する入学考査料の納入猶予を実施

#### ○学力検査などの実施にかかる臨時的措置

- ・特別試験会場を設置  
通学区域外に避難している生徒で、志願先高等学校での受験が困難となった者に対して、避難場所の近くで受験できるよう配慮
- ・調査書に被災状況副申書を添付  
合否判定にあたって被災した生徒については、被災状況副申書を勘案して総合的に判定
- ・避難先の通学区域の高等学校受験認可  
合格した生徒は、当該高等学校の生徒募集定員の外数に
- 避難先の通学区域内の希望する高等学校への通学認可
  - ・被災のため通学合格した高等学校に通学できない場合（当分の間）

#### オ 大学入試について

- 県立大学の入試出願方法の変更など
  - ・2月1日必着の一般選抜出願を当日の「消印有効」に変更
  - ・電話やFAXによる出願も認可
  - ・県外にも入試会場を設置
- 特例入試、入学考査料の免除
  - ・全国の国公立大学は通常日程に加え3月下旬から4月上旬の間に特例的な入試を実施
  - ・県立大学は原則として入学考査料を免除

#### カ 私立学校の特例措置

- ・申し入れによって、私立学校の入試時期を半月から1か月遅らせる特例措置

### (3) 相談体制

- ① 被災者電話教育相談の開設
  - ・県教委が1月30日～3月31日開設  
(フリーダイヤルで祝日・休日も実施)
- ② 被災児童生徒の心の理解とケア事業の実施
- ③ 教職員のメンタルヘルス事業の実施

## 5.3.4 兵庫県における教育の創造的復興の取組

- (1) 「新たな防災教育」の推進 H 7 (1995) ~  
震災に学び生きる力をはぐくむ
- 「兵庫の防災教育」の推進 H 17 (2005) ~  
総括検証・提言をふまえた防災教育
- ① 防災教育協力校 15校 H 7 (1995)  
防災教育実践協力校 12校 H 8 (1996)
- ② 防災教育検討委員会 H 7 (1995)  
提言「兵庫の教育の復興に向けて」  
・災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化  
・学校における防災教育の充実  
・心の健康管理
- ③ 防災教育推進体制
- ア 効果的・具体的方策を協議
- ・防災教育検討委員会 H 7 (1995)
  - ・防災教育推進協議会 H 8 (1996)
  - ・防災教育推進会議 H 9 (1997)
  - ・防災教育推進連絡会議 H 10 (1998) ~
- イ 教育復興担当教員の配置 H 7 (1995) ~  
心のケア担当教員の配置 H 17 (2005)
- ウ 防災教育専門推進員の配置 H 8 (1996)
- エ 学校防災組織の整備・充実  
市町防災部局、自主防災組織との連携
- ④ 記録集の刊行
- ア 「震災を生きて」 H 8 (1996)
  - イ 「明日を見つめて」 H 8 (1996)
  - ウ 「兵庫県南部地震を考える」 H 8 (1996)
  - エ 「新たな防災教育の推進」 H 9 (1997)
  - オ 「新たな防災教育の充実に向けて」 H 10 (1998) ~
  - カ 「震災を越えて」 H 17 (2005)
- ⑤ 防災マニュアルなどの刊行
- ア 「震災対応マニュアル」 H 8 (1996)
  - イ 「いざというときのQ&A99」 H 10 (1998)
  - ウ 「学校防災マニュアル」 H 10 (1998)
  - エ 「教材CD-ROM」 H 10 (1998)
  - オ 「学校防災マニュアル改訂版」 H 17 (2005)

- ⑥ 防災教育副読本などの作成
- ア 「あしたもあそぼうね」 絵本  
幼稚園、小学校低学年 H 9 (1997)
  - イ 「あすにいきる」  
小学校低学年、高学年 H 9 (1997)
  - ウ 「明日に生きる」  
中学生、高校生 H 9 (1997)
  - エ 「あすにいきる」「明日に生きる」  
活用の手引き H 9 (1997)
  - オ 「あすにいきる」「明日に生きる」  
実践事例集 H11 (1999)
  - カ 「地域素材を生かした防災教育実践事例集」  
H13 (2001)
  - キ 「1.17は忘れない」 学習資料 H17 (2005)  
小学校低学年、高学年、中学生、高校生
- ⑦ 周年事業の実施－取組を全国に発信－  
1周年から10周年まで実施
- ⑧ 防災教育モデル地域指定事業 H 8 (1996)  
～H 9 (1997)
- ⑨ ボランティア教育推進校 H 8 (1996) ～
- ⑩ 防災教育研修会の実施
- ア 防災教育地区別研修会 H 8 (1996) ～  
(小・中・高・盲聾養護学校 年2回)
  - イ 県立学校など研修会 H11 (1999) ～  
(高・盲聾養護学校 年1回)
  - ウ 防災教育推進指導員養成講座 H 9 (1997) ～
  - エ 教育復興担当教員研修会 H 8 (1996)  
～H16 (2004)
  - オ 心のケア担当教員研修会 H17 (2005) ～
  - カ 震災・学校支援チーム (EARTH)  
訓練・研修会 (年2回) H12 (2000) ～
- ⑪ 防災教育にかかる実態調査 H 8 (1996) ～
- ⑫ 震災・学校支援チーム (EARTH) の創設  
H12 (2000)
- ⑬ 検証・提言事業
- ア 5年目の検証 H12 (2000)
  - イ 7年目の検証 H14 (2002)

ウ 復興10年委員会総括検証・提言事業 H17 (2005)

## (2) 心のケア

- ① 心のケアに関する参考資料の配付
  - ア「災害を体験した子どもたち」 H 7 (1995)
  - イ「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア - 指導資料」 H 8 (1996)
- ② 研修会の実施
  - ア「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」 H 7 (1995) ~
  - イ「学校における心のケアのあり方などに関する研修会」 H 7 (1995) ~ H10 (1998)
  - ウ「児童生徒の心の理解とケア事業」 H 9 (1997) ~ H11 (1999)
  - エ「心の健康に関する研修会」 H13 (2001)
  - エ「保健室相談活動研修会」 H 8 (1996) ~ H12 (2000)
  - オ「教職員カウンセリングマインド研修」 H15 (2003)
- ③ 相談事業
  - ア「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業」(33日間) H 7 (1995)
  - イ「災害を受けた障害児の心のケア相談事業」 H 7 (1995)
  - イ 指導主事などによる電話相談など
  - ウ「ひょうごっ子悩み相談センター」の設置 H 7 (1995)
  - ウ 「心の教育総合センター」へ移行 H10 (1998)
  - エ「教職員のメンタルヘルスケア事業」 H 8 (1996)
- ④ 学校での対応
  - ア スクールカウンセラーの配置 H 7 (1995) ~
  - イ 教育復興担当教員の配置 H 7 (1995) ~
  - イ 心のケア担当教員の配置 H17 (2005)
- ⑤ 「阪神・淡路大震災の影響による児童生徒の心の健康に関する実態調査」の実施 H 7 (1995) ~

## 5.4 救急法

### (1) 応急対応

- ① 意識を失ったら、まず気道を確保
  - ア 耳元で呼びかけ意識の有無を確認
  - イ 胸側の手を先端にあて、あごをあげると同時に、もう一方の手を前頭部を下へ押すようにし、頭部を後屈させる。
- ② 呼吸が止まったら、人工呼吸
  - ・鼻をつまみ、空気が漏れないよう約1秒の呼気吹き込みを2回繰り返し、「循環のサイン」(咳をする、体動がある等の反応)があるか確認する。
  - ※呼吸が不十分であれば5秒に1回の人工呼吸を続ける。
- ③ 「循環のサイン」がない時は、人工呼吸と心臓マッサージ
  - ・毎分100回ぐらいを目安に手のひらで垂直に押す。
  - ・人工呼吸を2回、心臓マッサージ30回ずつ交互にAED到着まで実施する。

①



②



③



「心臓の位置と圧迫する場所」



## (2) AED（自動体外式除細動器）の取扱い

AEDとは、致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す器械。

平成16（2004）年7月から一般市民による使用が認められた。日本赤十字社などでは、救急法講習の一環としてAEDの取扱いについての講習を実施している。

取扱い方



- ① 電源を入れる



- ② 電極パッドを傷病者の胸部に貼る  
（ケーブルを本体に接続する）  
③ AEDが自動的に傷病者の心電図を解析する  
（解析ボタンを押すことが必要な機種もある）



- ④ AEDから除細動の指示が出たら除細動ボタンを押す  
（日本赤十字社 HP より）

\* トリアージ（フランス語「より分ける」の意）

災害現場で負傷者を外傷又は、疾病の重要度によって分類し、治療の優先順位を決定し、1人でも多くの人命を救う目的で行われることになっている。（色は万国共通）

赤色……生命が危険で今すぐ治療が必要

黄色……処置に数時間の余裕がある

緑色……生命の危険がなく外来で十分

黒色……既に死亡又は救命の見込みがない

### (3) 応急措置

#### ① 止血法

- ・感染防止のため、血液には直接触れないようにする。
- ・感染防止用手袋などが無い場合はスーパーなどでもらうビニールの買い物袋などを利用して圧迫する。

#### 止血法

##### ・直接圧迫法

厚めのガーゼを傷口に当て、手で強く圧迫する。タオルやハンカチなどでもよい。



傷口を直接圧迫しながら止血点も圧迫する

##### ・間接圧迫法

傷口より心臓に近い動脈の止血点を、骨に向かって強く押す。

- ・傷口が手足であれば、出血部を心臓より高くする。



指のつけ根を圧迫する



#### ② 骨折

折りたたみのかさで



ダンボールで



週刊誌で



ざぶとんで

- ・前腕や上腕部の骨折は、三角布や風呂敷、スカーフなどで上下の関節を動かさないように固定する。
- ・折れた部分に副子を当てて、包帯やハンカチなどで固定する。(固定具としては、板・ダンボール・週刊誌・傘など身の回りにあるものを利用する)

### (3) 負傷者の搬送

現場から搬送する場合、できるだけ2人以上で搬送する。

#### ① 1人で搬送する方法



- ・負傷者の腕をクロスさせて持つ。

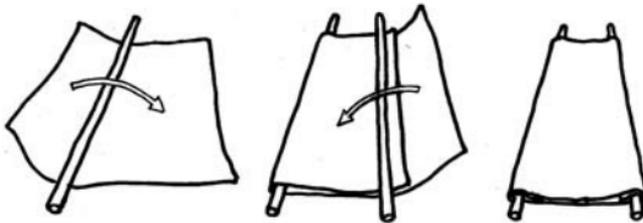
#### ② 2人で搬送する方法



- ・1人が後ろから腕を持ち抱える。
- ・1人が交差させた足を持つ。

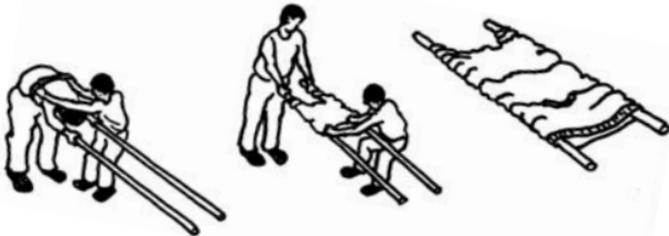
#### ③ 簡易担架を作って搬送する方法

##### ア 毛布と棒で担架を作る



- ・3分の1のところで折り返す。
- ・折り返した毛布の端に余裕を持たせ折り返す。

##### イ 上着と棒で担架を作る



- ・2本の棒を持ち、もう1人が上着を脱がす。
- ・棒に通す。
- ・2～3着分の上着を通して担架にする。

## 5.5.1 関係法令及び規則

### 〈国〉

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

- ・第3条…国の責務

（災害からの国土並びに国民の生命、身体及び財産の保護）

災害救助法（昭和22年法律第118号）

- ・第1条…救助は、国の責任で行われる

（地方公共団体、その他団体及び国民の協力の下に行なわれる）

災害救助法施行令第9条による協議

### 〈都道府県〉

災害対策基本法

- ・第4条…都道府県の責務（地域並びに県民の生命、身体及び財産の保護）
- ・第40条…都道府県地域防災計画の作成
- ・第50条…災害応急対策及び実施責任

災害救助法

- ・第2条…都道府県知事は、法定受託事務として救助の実施にあたる
- ・第23条…救助の種類（収容施設の提供、食料・生活必需品の供与など、医療など）
- ・第30条…知事から市町村長への実施の委任、市町村長による補助

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）

- ・第9条…救助の程度、方法及び期間、厚生労働大臣への協議  
（厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が定める）

災害救助法施行細則

兵庫県は、「災害救助に関する手続等を定める規則」（昭和38年規則第58号）で定めている。

- ・第5条…救助の程度、方法及び期間（避難所設置期間7日以内）

都道府県地域防災計画

災害対策基本法第40条の規定に基づき、地域にかかる災害対策全般に関し、総合かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る。

災害救助法30条による実施の委任

### 〈市町村〉

災害対策基本法

- ・第5条…市町村の責務
- ・第42条…市町村地域防災計画

災害救助法

- ・第30条…知事からの委任、知事に対する補助

避難所の設置

## 災害対策基本法

(目的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める（以下省略）。

(都道府県の責務)

第4条 都道府県は、(省略) 関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する（以下省略）。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、(省略) 当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災害対策本部)

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

(職員の派遣義務)

第31条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前2条の規定による要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(都道府県地域防災計画)

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

(市町村地域防災計画)

第42条 (省略)

(災害応急対策及びその実施責任)

第50条

4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(市町村長の避難の指示等)

第60条 (省略) 市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

## 災害救助法

第23条 救助の種類は、次のとおりとする。

1. 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
  2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  4. 医療及び助産
  5. 災害にかかった者の救出
  6. 災害にかかった住宅の応急修理
  7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  8. 学用品の給与
  9. 埋葬
  10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第30条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

## 消 防 法

(防火管理者)

第8条 学校(省略)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

(消防用設備等の設置、維持)

第17条 学校、病院、(省略)の関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

## 消防法施行令

(防火管理者の責務)

第4条 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

3 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

## 消防法施行規則

(消防計画)

第3条 防火管理者は、令第4条第3項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。消防計画を変更するときも、同様とする。

- イ 自衛消防の組織に関すること。
- ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
- ハ 消防用設備等（省略）の点検及び整備に関すること。
- ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
- ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- ト 防火上必要な教育に関すること。
- チ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ヌ 防火管理について消防機関との連絡に関すること。
- ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

## 学校保健法

(目的)

第1条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(学校保健安全計画)

第2条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全)

第3条の2 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。

## 学校保健法施行規則

(安全点検)

第22条の5 法第2条の安全点検は他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童、生徒、学生又は幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては必要があるときは臨時に、安全点検を行うものとする。

(事後措置)

第22条の6 学校においては前条の安全点検を行ったときはその結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならない。

(日常における環境の安全)

第22条の7 学校においては前2条に定める措置をとるほか、常に、設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。

## 5.5.2 学校の避難所指定及び避難所運営について

### 第2編 災害予防計画 第2章 第11節

#### 2 避難所の指定

(1) 市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとする。

ア 公立小、中学校 イ その他公立学校 ウ 公民館（省略）

なお、市町は…学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。

#### 6 避難所開設・運営訓練

市町、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておくこととする。

#### 7 避難所管理・運営マニュアルの作成

市町は、（省略）自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

### 第3編 災害応急対策計画 第3章 第4節

#### 3 避難所の開設・運営等

##### (5) 避難所の運営

① 市町は、（省略）迅速に、避難所ごとに担当職員を派遣する。また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員などの施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図ることとする。

② 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

ア 施設等開放区域の明示 イ 避難所誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布などの救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受け入れ カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重症者への対応

#### 4 市町防災計画で定めるべき事項

(12) 学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順に関する留意事項

兵庫県地域防災計画 地震災害対策計画編 風水害等対策計画編（H15修正）より

DIG…Disaster Imagination Game の頭文字をとったもので、直訳は「災害 想像力 ゲーム」。日本語名は「災害図上訓練」、私たちの身近な地図の上で、私たちの身に襲いかかる災害を想像してみる訓練手法のひとつ。(http://www.e-dig.net/020301.html)

福祉避難所…身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するものを対象として、介助員等の配置、簡易便器などの設置等を想定した避難所。

燃え尽き症候群…極めてストレスの強い状況の下で、その人の能力や適応力をすべて使い果たしたときにもたらされる極度の疲弊状態。仕事から逃避したり、酒におぼれたり、仕事に没頭したりする。また、同僚や被災者につらく当たったり、冷笑的になったりする。ひどい場合にはうつ病や自殺の恐れもある。

法定受託事務…平成12(2000)年より地方分権推進計画により決められた。法律または政令により都道府県、市町村などが処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律または政令に定めるもの。災害救助法はこれに当たる。

### 主な参考文献等(本文中に記載したものは除く)

学校防災マニュアル 兵庫県教育委員会 H10

震災を生きて 兵庫県教育委員会 H8

震災を越えて 兵庫県教育委員会 H17

学校防災対応マニュアル 兵庫県教育委員会但馬教育事務所 H17

災害時の地域保健福祉活動ガイドライン 兵庫県 H8

災害を受けた子ども達の心の理解とケア 兵庫県教育委員会 H8

いざというときのQ&A—大震災に備えて— 兵庫県教育委員会 H10

避難所の管理運営等に関する調査報告書 兵庫県避難所管理運営等調査委員会 H13

愛知県避難所運営マニュアル 愛知県防災局防災課 H17

こころとからだのアンケート 富永・高橋・小澤(2004)

こころの傷に寄りそって—災害・被害のトラウマとこころのケア、DVD、杉村省吾編

災害時のこころのケア 日本赤十字社 H15

心の傷を癒すということ 安克昌(2001)

非常災害時における子どもの心のケアのために 文部省 H10

こころのケア 北海道静内保健所 H15